

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)5月17日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】簡易生命保険契約申込書の氏名欄にXではなくその親族の氏名が記載されているが真実の保険契約者等はXであるとして同保険金の支払等を求めた事案。Xを保険契約者と認定したが生存保険金の支払については保険金受取人に支払われるべきとし請求を棄却した(平成24年11月14日東京高裁)

【2】携帯電話の中途解約金条項は消費者契約法9条1号,10条違反として,適格消費者団体であるX1が契約締結の意思表示の差止を求め,解約金を支払った消費者X2らがその返還を請求したが,故意による不利益不告知はない等としていづれの請求も棄却された事例(平成24年12月7日大阪高裁)

【3】監査役XはY社の監査報告書に取締役の善管注意義務違反がある等の監査意見を表明,Y社の顧問弁護士らが「違法性があれば監査役Xにも責任があり自己矛盾」と記者発表したため,Xは社会的評価を低下させられたとして損害賠償を求めたが,棄却された事例(平成24年4月11日東京地裁)

【4】被告の勧誘で仕組債を購入した原告が,同商品の米国の運用会社が戦略を実行していない等の商品瑕疵があり,その調査義務を怠った等として損害賠償を求めた。被告(投資媒介業者)は瑕疵担保責任を負う売主ではなく一般的調査義務は尽くしたとして請求を棄却(平成24年5月17日東京地裁)

【5】A社が新株予約権付社債を発行する際,臨時報告書等に不確実性の高いスワップ契約を他社と締結したことを記載せず投資者が誤認するような内容の開示を行ったとして同社株主XらがA社の取締役又は監査役Yらに損害賠償を求め,その違法性が認められた事例(平成24年6月22日東京地裁)

【6】自動二輪車と自動車の事故で重度後遺障害者となったXと家族が自動車運転手Yらに将来介護料2億3000万円の支払を求め,Yらは定期金賠償を求めたところ,一時金では将来介護費用に不足が生じても請求ができなくなるとし定期金賠償方式を相当とした(平成24年10月11日東京地裁)

【7】マンション管理組合Xは区分所有者Yの賃借人の同居人が共同灯の電気を自室に引き込み共用廊下等を停電させたとしてYに損害賠償を求めた。Yは過失のない場合であっても賃借人やその同居人の故意過失に対し管理規約の義務違反につき損害賠償責任を負うと判示(平成24年11月12日宮崎地裁)

【8】証券会社は一般投資家にロックインブット・エクイティリンク債を勧誘する際には,元本毀損の程度などについて顧客が理解するに足りる説明をすべき信義則上の義務があるとし,説明義務を怠ったとして同証券会社に対しなされた投資家の損害賠償請求を一部認容した(平成24年11月12日東京地裁)

【9】貸金業者Xが一般消費者Yの貸金債権の時効完成後にY宅を訪れ2000円の弁済を受けたことをもってYに貸金の残元金等の支払を求めるとは,Yの無知に付けこみ残債務の存在を承認したとする実績を残すことを意図したもので,Yは消滅時効を援用できるとした(平成24年10月15日宇都宮簡裁)

(商事法)

【10】Y社の株主Xは,Yの第三者割当による新株発行がYの代表取締役の支配権確保を目的としてなされた旨主張し,同新株発行の差止を求めた。著しく不公正な方法による発行ではないとの原決定にXは抗告したがYによるXの影響力排除の証拠はないとされた(平成24年7月12日東京高裁)

(知的財産)

【11】「あずきバー」なる商標につき,指定商品を第30類「あずきを加味してなる菓子」として商標登録を出願したが拒絶査定を受け不服審判を請求,特許庁が同請求につき不成立審決したため,その取消を求めた訴訟で商標法3条2項該当性が認められ審決が取消された(平成25年1月24日知財高裁)

【12】被控訴人書籍「治療薬ハンドブック2008 薬剤選択と処方のポイント」は控訴人の「今日の治療薬 解説と便

覧2007」の著作権の侵害だとして損害賠償の支払を求めた事案。控訴審では、薬剤の配列に創作性を認め、その複製に当たるとして一部賠償金支払が命じられた(平成25年4月18日知財高裁)

【13】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。原告は審決が本願の特許請求の範囲に記載された一部の請求項についての判断を記載しなかったことによる手続の不明確性等を主張した、請求が棄却された(平成25年4月24日知財高裁)

【14】原告著作権の侵害を理由とした損害賠償請求訴訟において、その著作物性において創作性を認めたい部分において原告商品と同一性を有している場合、創作性なき表現は著作権法上の著作物としての保護の対象とはならず、複製しても著作権侵害は成立せすと判示(平成25年4月18日大阪地裁)

【15】特許権を有する原告が被告の通信システムは原告の特許発明の技術的範囲に属すると主張して損害賠償を請求した事案。本件発明に係る特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるかなどが争点となり、請求が棄却された事例(平成25年4月19日東京地裁)

(民事手続)

【16】全国消費実態調査の調査票情報を記録した準文書が民訴法231条において準用する同法220条4号口所定の「その提出により……公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に当たるとされた事例(平成25年4月19日最高裁)

【17】更生会社Aの管財人が、Aが仮執行宣言付判決に対する控訴の提起に伴って立てた担保につき、更生計画認可の決定によりAは同請求権につきその責任を免れるから担保の事由が消滅したと主張して担保の取消の申立をしたところ同申立が却下された事例(平成25年4月26日最高裁)

【18】執行力ある債務名義(公正証書)を有する者が申し立てた第三債務者に対する債権仮差押が却下されたが、抗告審では、債務名義による強制執行が不能又は困難となるおそれがあるときには権利保護の必要性が認められるとして、原審に差し戻す決定をした事例(平成24年11月29日東京高裁)

【19】破産会社Zの破産管財人はYに対し工事請負契約に基づく既施工部分の残代金等の支払を求め、Yは上記請負契約の解除で損害を被ったとし当該損害賠償請求権と残代金債権との相殺を主張したが、破産法72条1項1号の類推適用により相殺が禁止されるとされた事例(平成24年3月23日東京地裁)

(公法)

【20】県知事のした介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業者の指定取消処分が、処分通知書記載の理由提示が極めて抽象的で、不正と認定された請求に係る対象者、期間等が特定されていないため行政手続法の要求する理由提示要件を欠くとして取消された(平成25年4月26日名古屋高裁)

(その他)

【21】弁護士が会社の破産申立を受任したが、その前後に振込まれた営業保証金を代表者が自己の役員報酬等として受領し費消したため、会社の破産管財人が弁護士に対し財産散逸防止義務違反を主張して損害賠償を求めたところその請求が認められた事例(平成25年2月6日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高判平成24年11月14日 判例タイムズ1386号277頁

平成24年(ネ)第4493号 預金払戻等請求控訴事件(一部取消,自判・確定)

Xは,簡易生命保険について,保険契約申込書の保険契約者等の氏名欄には親族の氏名が記載されているが,真実の保険契約者等はXであるとして,国(郵政省)の権利義務を承継したYに対し,生存保険金の支払,保険契約者等の地位の確認を求めた。本判決は,保険契約者については,保険契約申込書の保険契約者氏名欄にはXの子の氏名が記載されているが,住所欄にはXの住所が記載されており,保険料の払込方法に関する欄には,集金人が保険契約者方を訪問して集金する旨が記載されていて,集金人がX方を訪問して集金していたこと等から,本件では,そもそも保険契約申込書に保険契約者として特定の実在の人物が一義的に表示されているとは言い難いとし,保険契約者住所欄記載の住所を生活の本拠とし,その場所に訪問してきた郵便局の担当職員と応対し,保険契約者がすべき意思表示をし,保険料の払込について責任を持つ人物がXであることを前提として,一切の手續が何らの支障もなく進められてきており,保険料の出捐者Xをもって保険契約者であると認定したが,生存保険金の支払請求については,保険金受取人に支払われるべきであるから,保険契約者Xからの支払請求は理由がないとし,棄却した。

(2) 大阪高判平成24年12月7日 判例時報2176号33頁

平成24年(ネ)第1476号 解約違約金条項使用差止・不当利得返還請求控訴事件 控訴棄却(上告受理申立-1事件),高松高判平成24年11月27日 平成24(ネ)第339号 解約金返還請求控訴事件 控訴棄却(確定-2事件)

本件1事件は携帯電話の利用者である消費者が中途解約した場合,解約金を支払う旨の解約金条項が消費者契約法9条1号,10条に該当し無効であるとして適格消費者団体であるX1法人が同条項の内容を含む契約締結の意思表示の差止を求め,解約金を支払った消費者X2らが解約金の返還を請求したものである。

本判決は,基本的には一審の理由を引用し,中途解約による平均的な損害(契約解除と相当因果関係のある実損害を指すのであって消費者と事業者間の格差を考えれば逸失利益が含まれるのは代替不可能な場合に限られる。)は,2万4800円であると認められ,本件解約金条項に基づく支払義務9975円はこれを下回るものであるから解約金条項が法9条1号に該当するということはできず,契約更新後の解約金条項についても消費者は解約金の負担のない定期期間満了時に解約するか解約金を支払って解約するかを選択することになるので不当とはいえない等を理由に法9条1号及び10条に反するとはいえないとした。

本件2事件は中途解約された場合の解約金条項に関する説明が不利益事実の不告知にあたるとして消費者契約法4条2項に違反するとして本件契約の取消や支払った解約金の返還等を求めたものである。

本判決は,一審判決を引用し契約締結の際の説明,交付されたガイドブックやパンフレットの内容から解約金につき故意に告知しなかったとの事実を認めることはできないし,その記載から通常自動更新後も契約期間満了前に解約等をする場合も解約金が生じることは理解しうる等として故意に不利益事実を告知しなかったとまでいうことはできないとして控訴棄却した。

(3) 東京地判平成24年4月11日 判例タイムズ1386号253頁

平成23年(ワ)第704号 損害賠償等請求事件(請求棄却・控訴)

Y1の監査役Xは,Y1の監査報告書に,Y1の取締役役に善管注意義務違反があり,Y1のリスク管理体制に不備がある等の監査意見を表明したところ,Y1及びY1の顧問弁護士Y2Y3は,連名でプレスリリースを発表し,本件監査意見に対する反論を行い,「仮に本事業の投資がXの述べるとおりの違法行為であるとすれば,(中略)監査役であるXも相応の責任をおうことになり(中略)このような立場にあるXがなぜに自らの違法行為を認めて,自己矛盾と言わざるを得ない意見を述べられたのか,当社としては理解に苦しむ」等と記載したため,Xは同記載により社会的評価が低下したとして損害賠償を求めた。本判決は,Xの言明が自己矛盾か否かは証拠等によって決することができない事項であって,上記記載は意見ないし論評の表明であるとし,Xの社会的評価を低下させたとしたが,同表明は,取締役の任務懈怠の有無という株主等多数の利害関係者の公共の利害に関する事実に係り,かつ,同利害関係者に対し,Xの監査意見に対するY1の取締役会側の認識を説明する目的であって,専ら公益を図ることにあるといえ,その前提として事実が真実であり,人身攻撃など意見ないし論評の域を逸脱するものでもないから,公正な論評として違法性を欠くとし,請求を棄却した。

(4)東京地判平成24年5月17日 判例タイムズ1386号231頁

平成22年(ワ)第11768号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却))

原告は、被告から勧誘を受け仕組債である金融商品を購入したが、本件商品に仕組まれていた投資戦略を実行すべき米国の運用会社が同戦略を行っておらず、同社代表者が証券詐欺により禁固刑を宣告される等したことから、被告に対し、(a)本件商品は当初から無価値であり仕組みに瑕疵があった、(b)本件商品販売時に同社には上記戦略を実際に行っていないのではないかを疑い調査する義務を怠った義務違反がある等と主張して、瑕疵担保責任及び不法行為責任に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、(a)被告は本件商品の受託会社から日本における販売会社として任命され、独立した地位に基づいて販売を媒介した者であるので瑕疵担保責任を負うべき売主にあたらぬ、(b)同社による投資戦略に投資した企業が他にもあり、被告は本件商品の商品化に先立ちデューデリジェンスを行い、本件商品に仕組まれている原ファンドに対して投資適格との判定がされていること等から、被告において投資媒介業者として一般に期待される程度の調査義務は尽くしており、調査義務に違反したとはいえないとし、請求を棄却した。

(5)東京地判平成24年6月22日 金法1968号87頁

平成20年(ワ)第32110号、第37748号、平成22年(ワ)第37599号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、A社がB社に対して、発行価額300億円の新株予約権付社債を発行する際、実際には、当該発行に併せてB社との間にスワップ契約を締結し、A社の株価水準、売買高等に連動して調達できる資金の額が変動する、不確実性の高い資金調達の仕組みを採用していたにも関わらず、臨時報告書等にスワップ契約を締結したことを記載せず、上記新株予約権付社債の発行によって一括で全額の資金調達が実施可能と投資者が誤認するような内容の開示を行ったとして、臨時報告書の提出日の翌日から訂正報告書の提出日までの間にA社株式を取得し、同日まで保有したXらが、A社の取締役又は監査役であったYらに対し、不法行為、金融商品取引法24条の4及び同条の5第5項が準用する同法22条1項に基づき、損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、臨時報告書の「新規発行による手取金の額及び用途」の記載及び有価証券報告書の資金用途の記載について、新株予約権付社債発行の事実のみを記載し、これと併せて締結された、発行者が、本件新株予約権付社債の発行日に、引受人に対し、新株予約権付社債の発行総額と同額の金銭を支払い、引受人が、一定期間、発行者に対し、東京証券取引所における発行者株式の売買高加重平均株価に90%を乗じた価額に、引受人が一定の裁量内で決定する株数を乗じた金額を支払う旨のスワップ契約の存在及び内容を記載しなかった場合には、金融商品取引法24条の5第5項と同法24条の4が準用する同法22条1項にいう「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」と認められるとした。そして、新株予約権付社債の発行とスワップ契約の締結を議題とする取締役会に出席した役員については、同法24条の5第5項、同法24条の4、同法22条2項の準用する同法21条2項1号にいう「記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった」と認められないとした(なお、取締役会欠席役員については不法行為法上の故意・過失の存在を認めることはできないとした。)。また、損害額の算定については、同法21条の2第2項以下の損害額の推定規定が準用されない場合には、民事訴訟法248条の適用を前提に、金融商品取引法21条の2第2項以下の規定を参考に算定するものとし、本件における1株当たりの損害額は、同法21条の2第2項の規定を参考に算出された推定損害額の約3割に当たる40円を相当とした。

(6)東京地判平成24年10月11日 判例タイムズ1386号265頁

平成22年(ワ)第33996号 損害賠償等請求事件(第1事件)、平成23年(ワ)第13394号 損害賠償等請求事件(第2事件)(一部認容・控訴)

X1は、自動二輪車を運転中、自動車との交通事故により、重度後遺障害者(自賠法施行令別表第一級1号。人工呼吸器を利用しベッドに寝たきり生活。遷延性意識障害でコミュニケーション不可。)となった。X1及びその家族X2X3は、自動車運転手Y1及び使用者Y2に対し、将来介護料2億3000万円(現在は施設介護であるが、自宅介護への移行を前提に平均余命までの職業介護人及び近親者の付添介護費用の合計)の支払を求めたところ、Yらは定期金による支払を求めた。本判決は、X1の余命や将来の介護状況が予測困難な場合に、一般人の平均余命を前提として一括賠償させることは適当ではないが、他方、X1は将来自宅介護がされる可能性があり、施設介護を前提として控えめに一時金賠償方式により将来の介護費用の支払を命じた場合には、介護費用に不足が生じてもその請求ができなくなるとし、民法117条によるのが適当とし、実質的に賠償金を支払うのは保険会社であることも考慮すると、定期金賠償方式によるのが相当とした。また、Xらが一時金賠償方式による請求をする場合でも、損害賠償請求権に基づき損害項目の1つとして将来の介護費用を請求しているから、一時金払と定期金払は支払方法の違いに過ぎず、裁判所が定期金賠償方式による判決をすることは当事者の申し立てていない事項について判決したことにはならないとした。

(7)宮崎地判平成24年11月12日 判例タイムズ1386号344頁

平成24年(レ)第89号 損害賠償本訴請求控訴事件,同反訴請求控訴事件(変更・確定)

マンション管理組合(権利能力なき社団)Xは,区分所有者Yに対し,Yの賃借人の同居人が区分所有法6条1項又は規約に反し盗電目的で共同灯の電気を自室に引き込み,その結果共用廊下等を停電させたとし,民法415条に基づく損害賠償を求めた。

本判決は,(a)管理組合が規約において管理共用物の使用等につき組合員たる区分所有者の共同の利益に反する行為を禁止する旨の義務を定めている場合,区分所有者は,管理組合に対し規約の上記規定に基づく遵守義務を負い,これに違反して管理組合に損害を生じさせたときは,規約上の義務違反として民法415条に基づき損害賠償を求めることができ,この場合には,区分所有法57条(共同利益違背行為(区分所有法6条1項)の停止等の請求)の適用はないので,集会の決議は不要であるとして,Xの当事者適格を認め,(b)区分所有者の賃借人やその同居人は,上記義務の履行補助者に当たるので,Yは,自らに過失のない場合であっても,賃借人やその同居人の故意過失による上記義務違反につき損害賠償責任を負うとした。

(8)東京地判平成24年11月12日 金法1969号106頁

平成23年(ワ)第13711号 不当利得返還等請求事件(請求一部認容)

東証一部上場企業であるA社の社長,会長を歴任したXは,証券会社であるYの従業員から勧誘されて,平成18年5月9日,元本5000万円,期間3年,年率13.5%のクーポンが購入者に支払われるが,元本の償還には条件が付され,購入時から満期償還日までの上場株式10銘柄(参照対象銘柄)の株価の変動を基礎として予め定める一定の場合に元本の全部又は一部が償還されないという内容の仕組債(ノックインプット・エクイティリンク債)を購入し,受け取ったクーポン1078万5001円とYが債券を買い取った代金671万2500円を控除した残額3250万2499円の損失を被った。Xは,エクイティリンク債は,参照対象銘柄のプットオプションを売却して得られたオプション料を債券の利息に上乗せして高い利回りを実現した仕組債であり,実質は,プットオプションの売り取引であって,利益がオプション料に限定されるが損失は無限定なハイリスクの商品であるなどと主張し,仕組債購入の意思表示が錯誤により無効であるとする民法704条の悪意の受益者に対する不当利得の返還,適合性原則違反又は説明義務違反の不法行為による民法709条,715条の使用者責任に基づく損害賠償及び金融商品販売法3条の重要事項の説明義務違反による同法5条に基づく損害賠償を選択的に請求した。

本判決は,証券会社は,オプション取引の経験がない一般投資家に対して,ノックインプットオプションの売り取引による損失のリスクを負担させる金融商品を勧誘するにあたっては,オプション取引のリスク特性及び大きさを十分に説明し,リスクの金融工学上の評価手法を理解させた上で,オプション取引によって引き受けなければならないリスクを適正に評価する基礎となる事実であるボラティリティ(株価変動率),ノックイン確率ないし確率的に予想される元本毀損の程度などについて,顧客が理解するに足りる具体的で分かり易い説明をすべき信義則上の義務があるとの判断を示した上,Yの説明義務違反による金融商品販売法5条及び民法709条に基づく損害賠償責任を認めたと,購入額の約25%を過失相殺し,損失額の約61.5%相当額である2000万円と弁護士費用200万円の合計2200万円の範囲でXの損害賠償請求を認容した。

(9)宇都宮簡裁平成24年10月15日 金法1968号122頁

平成24年(ハ)第10407号 貸金請求事件(請求棄却)

貸金業者であるX社と一般消費者であるYとの間の継続的消費貸借取引における貸金30万円について,Xの従業員は,同貸金債権の時効完成後に,Y方を訪問して請求し,Yから2000円の弁済を受けた。本件は,XがYに対し,上記貸金30万円の残元金及び遅延損害金の支払を求めたところ,Yが貸金債権の消滅時効を援用して争った事案である。

本判決は,時効完成後のXの行動は,Yが時効制度等について無知であること,一括払いの請求に対して多くの多重債務者が分割払いの申出をするとともにわずかな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態になることを利用し,Yがこのような申出をした場合には,一括払いの請求を維持しつつ弁済方法について再考を促して分割弁済の期待を与えて申出に係るわずかな金銭を受領することにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであり,Yは,Xの意図したとおりに反応してXに2000円を支払うとともに分割弁済の申出をしたにとどまるから,XとYとの間に,もはやYにおいて時効を援用しないとXが信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえず,Yが時効を援用しないであろうとXが信頼したとしても,信義則上,この信頼は保護するに足りないからその後Yが時効を援用することが否定されることはないと判示した。

【商事法】

(10) 東京高判平成24年7月12日 金法1969号88頁

平成24年(ラ)第1457号 新株発行差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

本件は、Y社の株主であるXが、Yの取締役会決議に基づく第三者割当ての方法による新株発行について、(a)Yの代表取締役は、Xの影響力排除のために上記新株発行を含むスキームの導入を考え、取締役会での十分な説明もなく強行採決しようとした、(b)持株会理事長の議決権は、Yの代表取締役の意のままに行使されるのが通常であり、解散時期の定めのない持株会支援会Z(上記新株発行割当先)が存続し続け、追加の第三者割当て増資が存する限り、従業員は株価の上昇等による恩恵を被ることはないから、上記スキームは従業員のインセンティブを高める目的で導入されたものとはいえない、(c)Zに割り当てられる株式数が他の同種スキームに比べて以上に多く、上記新株発行はYの代表取締役の支配権確保のために行われたものである旨主張し、会社法210条に定める著しく不公正な方法によるものであるとして、Yに対し、上記新株発行を仮に差し止めることを求める事案である。なお、Zが、独立当事者参加人として、Yに対し上記新株発行を仮にすることを求める旨申し立てたほか、Yの代表取締役が、Yのために補助参加をした。原決定は、上記新株発行が著しく不公正な方法による発行であることの疎明がないとして、Xの申立てを却下し、また、Zの申立てについては、保全の必要性がないとして却下した。そこで、Xがこれを不服として抗告をした。

本決定は、上記スキームの検討は、弁護士、公認会計士等と協議し、経済産業省の検討会報告書を参考にしつつ検討が進められ、その導入は、従業員の意欲や士気を高めること、従業員を通じたコーポレート・ガバナンスの向上を図ることを主たる目的とされたことが認められ、Yの代表取締役がXの影響力を排除するために検討を開始したと認めるに足りる証拠はないとした。また、上記スキームは、経済産業省の検討会報告書の内容におおむね沿って作られたものと認められ、議決権の行使に会社経営陣の不当な支配が及ばないように協定条項が定められる等の配慮がされ、Zの解散時期についても検討されるなど、導入目的に適合した制度設計がされているものというべきであり、Zに割り当てられる株式数は比較的多いことが認められるが、他の同種スキームの株式数、総株式数比率等と径庭ない水準にあるものといえるとした。

【知的財産】

(11) 知財高判平成25年1月24日 判例時報2177号114頁

平成24年(行ケ)第10285号 審決取消請求事件(認容(確定))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130128124328.pdf>

「あずきパー」という標準文字からなる商標につき、指定商品を第30類「あずきを加味してなる菓子」として商標登録を出願したところ、拒絶査定を受け、不服審判を請求したが特許庁が同請求につき不成立審決をしたため、その取消を求めた訴訟において、商標法3条1項3号、同条2項及び同法4条1項6号の各該当性が争点となり、各該当性が検討され、指定商品に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものと認められるとして、同法3条2項該当性認め、審決を取り消した事例。

(12) 知財高判平成25年4月18日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10076号 出版差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第29705号)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130501102626.pdf>

被控訴人が「治療薬ハンドブック2008 薬剤選択と処方のポイント」(被控訴人書籍)を印刷及び販売する行為は、「今日の治療薬 解説と便覧2007」(控訴人書籍)について控訴人が有する著作権(複製権及び譲渡権。いずれも著作権法28条に基づくものを含む。)の共有持分の侵害に当たる旨主張して、不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案で、原判決は、被控訴人書籍は、編集著作物としての控訴人書籍を複製又は翻案したものとはいえないとして、控訴人の請求を棄却したことを不服とする控訴審。

控訴人書籍漢方薬便覧部分は、漢方薬の148の処方名を掲載したほか、多数の生薬の中から「ヨクイニンエキス」のみを大分類「漢方薬」に分類するものとして選択した上、漢方3社が製造販売する薬剤がある漢方処方名については、当該漢方処方名に属する漢方3社の薬剤を全て選択し、漢方3社が薬剤を製造販売していない漢方処方名については、臨床現場における重要性や使用頻度等に鑑みて個別に薬剤を選択したというのであるから、薬剤の選択に控訴人らの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているということができ、上記のような考慮から薬剤を選択した上、歴史的、経験的な実証に基づきあえて50音順の原則を崩して配列をした控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の配列には、控訴人らの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているから、一定の創作性があり、これと完全に同一の選択及び配列を行った被控訴人書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列は、控訴人書籍のその複製に当たるとして、101万2430円の損害が認定された。

(13)知財高裁平成25年4月24日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10428号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130508112725.pdf>

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であり、原告は審決が本願の特許請求の範囲に記載された一部の請求項についての判断を記載しなかったことによる手続の不明確性等を主張したが、請求が棄却された事案。

原告は、審決が、本願の特許請求の範囲に記載された請求項1ないし4、請求項6ないし8についての判断を記載しなかったこと、特許請求の範囲に記載された請求項の中で、請求項5のみを抽出し、拒絶の理由を通知することなく、これを本願発明と認定したこと、拒絶理由通知の理由とは異なり、かつ、審査基準に合致しない理由で、引用発明1及び2を組み合わせて、本願の特許請求の範囲の請求項5記載の発明と対比したことは、手続が不明確であり、違法である旨主張する。

しかし、特許法は、1つの特許出願に対し、1つの行政処分としての特許査定又は特許審決がされ、これに基づいて1つの特許が付与され、1つの特許権が発生するという基本構造を前提としており、請求項ごとに個別に特許が付与されるものではない。このような構造に基づき、複数の請求項に係る特許出願であっても、特許出願の分割をしない限り、当該特許出願の全体を一体不可分のものとして特許査定又は拒絶査定をするほかなく、一部の請求項に係る特許出願について特許査定をし、他の請求項に係る特許出願について拒絶査定をするというような可分的な取扱いは予定されていない。このことは、特許法49条(平成23年法律第63号による改正前の同条)、51条の文言のほか、特許出願の分割という制度の存在自体に照らしても明らかであるといえる。そうすると、特許出願に係る発明中に、特許法29条等により特許をすることができないものが存するときは、その特許出願は全体として拒絶されることとなり、この理は、審査官による審査においても、拒絶査定不服審判においても異なることはないと解される。

また、本件において、審判合議体は、平成24年5月14日付けで本願発明は引用例1(拒絶理由通知書においては「引用文献2」と呼称されている。)に記載された発明である旨、及び、本願の特許請求の範囲に記載の請求項1ないし8に記載された発明は引用例2(拒絶理由通知書においては「引用文献1」と呼称されている。)、引用例1等に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである旨を理由とする拒絶の理由を通知し、原告は、これに対し、同年6月28日付けで意見書及び手続補正書を提出したことが認められる。

以上によれば、審決が、本願の特許請求の範囲に記載された請求項の中で、請求項5のみを抽出して判断を示したことが違法であるとはいえず、また、審判の手続に不明確性や違法があるとも認められない。したがって、原告の主張は理由がない。

(14)大阪地判平成25年4月18日 裁判所HP

平成24年(ウ)第9969号 著作権侵害差止等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130422131605.pdf>

原告が、被告星座板とマスク円盤を組み合わせた被告の製品を販売する被告の行為について、(a)原告星座板に対する原告の複製権、譲渡権、氏名表示権及び同一性保持権を侵害するものとして、著作権及び著作者人格権に基づき、被告星座板の作成及び頒布の差止め並びに被告星座板及びその半製品の廃棄を求めるとともに、(b)上記著作権若しくは著作者人格権侵害に係る不法行為又は一般不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案で、原告星座板の著作物性が争点となった。

原告星座板と被告星座板を比較すると、星の数や位置、星座線の位置や形状、天の川の形状が一致していることが認められるが、被告星座板は、表現上の創作性を認めがたい部分において、原告星座板と同一性を有するにすぎないから、被告の行為は複製に当たらないというべきである。原告星座板に高度の創作性が認められないとしても、実質的に同一のもの(デッドコピー)についてのみ複製権侵害が成立すると解釈することで、第三者の表現に対する不当な制約となることは避けられるから、原告星座板の著作物性を肯定すべきであると原告は主張したが、そもそも創作性のない表現は著作権法上の著作物として保護を受けることはできないものであり、これと実質的に同一のもの(デッドコピー)を複製したとしても著作権(複製権)侵害が成立することはない、として原告の請求は棄却された。

(15)東京地判平成25年4月19日 裁判所HP

平成20年(ワ)第38602号 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130513152208.pdf>

特許権を有する原告が、被告の通信システムは原告の特許発明の技術的範囲に属すると主張して損害賠償を請求した事案であって、本件発明に係る特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか(要旨変更による出願日繰下げを前提とする新規性・進歩性の欠如)などが争点となり、請求が棄却された事案。

旧特許法41条の規定中、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内」とは、当業者によって、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、「明細書又は図面に記載した事項の範囲内」においてするものということができるというべきところ、上記明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項は、必ずしも明細書又は図面に直接表現されていなくとも、明細書又は図面の記載から自明である技術的事項であれば、特段の事情がない限り、「新たな技術的事項を導入しないものである」と認めるのが相当である。そして、そのような「自明である技術的事項」には、その技術的事項自体が、その発明の属する技術分野において周知の技術的事項であって、かつ、当業者であれば、その発明の目的からみて当然にその発明において用いることができるものと容易に判断することができ、その技術的事項が明細書に記載されているのと同視できるものである場合も含むと解するのが相当である。

本件発明の要旨の認定に関しては、本件構成における「入トラヒックを運ぶパケットが当該交換システムから送信される時刻の前の所定のウィンドウ時間内に当該交換システムで受信されるように入トラヒックを当該交換システムが送信する時刻を制御する手段」は、その文言解釈上、第一義的には、「入トラヒックを運ぶパケットが当該交換システムの出口から送信される時刻の前の所定のウィンドウ時間内に当該交換システムの入口で受信されるように入トラヒックを当該交換システムの出口が送信する時刻を制御する手段」と解釈されるが、本件当初発明にはこのような記載はもともと存せず、本件構成のうち上記解釈される部分は本件補正によって新たに追加された構成である。そして、本件当初明細書等に記載された時刻の制御の内容は、交換システムの内部構成におけるプロセッサからボコーダに送信される時刻を制御するものであるところ、当該制御によっては、入トラヒックについて交換システムの出口が送信する時刻を制御することはできず、さらに、パケット・プロトコルを終了させるプロセッサ以降において、所定のウィンドウ時間内に当該送信パケットが受信されるための制御を行うことが、本件出願日当時、周知技術であったということもできない。

以上によると、本件補正は、本件当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるとは認められないから、本件補正は、旧特許法41条所定の「明細書又は図面に記載した事項の範囲内」においてするものということはできず、要旨変更に該当するものというほかない。

このように、本件補正は要旨の変更に該当するから、旧特許法40条により、本件出願は、本件補正書が提出された平成8年7月31日にされたものとみなされる。そして、本件発明1は、乙6文献に記載された発明と同一であり、本件発明2は、同発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものというべきであるから、本件特許はいずれも特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。よって、特許法104条の3第1項により、原告は被告に対し本件特許権を行使することができない。

【民事手続】

(16) 最三小平成25年04月19日決定 裁判所HP

平成25年(行フ)第2号 文書提出命令申立一部認容決定に対する許可抗告事件(破棄自判,申立却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130422160241.pdf>

全国消費実態調査の調査票情報を記録した準文書が民法訴訟231条において準用する同法220条4号口所定の「その提出により...公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に当たるとされた事例。

最高裁は、「基幹統計調査については、事柄の性質上、上記の立入検査等や罰金刑の制裁によってその報告の内容を裏付ける客観的な資料を強制的に徴収することは現実には極めて困難であるといわざるを得ないから、その報告の内容の真実性及び正確性を担保するためには、被調査者の任意の協力による真実に合致した正確な報告が行われることが極めて重要」として上記の通り判断した。

(17) 最二決平成25年4月26日 最高裁HP

平成24年(許)第15号 担保取消決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130430153142.pdf>

(裁判要旨)

更生会社Aの管財人が、Aが仮執行宣言付判決に対する控訴の提起に伴って立てた担保について、Aの更生手続において、上記担保の被担保債権である損害賠償請求権につき更生債権又は更生担保権としての届出がされなかったため、更生計画認可の決定により、Aは同請求権につきその責任を免れるから、担保の事由が消滅したと主張して担保の取消の申立てをした事案において、申立が却下された事例。

(理由)

(a)上記担保の被担保債権である損害賠償請求権は、更生担保権ではなく、更生債権に当たるといべきである。

(b)上記担保の被供託者は、債務者につき更生計画認可の決定がされても、会社更生法203条2項にいう「更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利」として、供託金の還付請求権を行使することができるかと解するのが相当である。

(c) 債務者につき更生手続が開始された場合、被供託者は、管財人を被告として、被供託者が供託金の還付請求権を有することの確認を求める訴えを提起し、これを認容する確定判決の謄本を供託規則24条1項1号所定の書面として供託物払渡請求書に添付することによって、供託金の還付を受けることができると解される。

(18)東京高決平成24年11月29日 判例タイムズ1386号349頁

平成24年(ヲ)第2506号 債権仮差押命令申立却下決定に対する抗告事件(取消,差戻)

AはYに対し金銭債権を有しており、執行力を有する債務名義(公正証書)を有していたところ、A破産管財人Xは、YがBに対し債権を有していることを知り、上記債務名義に基づき同債権の仮差押えを申立てた。原審は、Xは債務名義を有しているため権利保護の必要性を欠くとして却下したが、本決定は、債権者が強制執行を望んだとしても速やかにこれを行うことができないような特別な事情があり、債務者が強制執行が行われるまでの間に財産を隠匿又は処分するなどして強制執行が不能又は困難となるおそれがあるときには、権利保護の必要性が認められるとした上で、本件では、Xが債権執行を行うには、承継執行文を得て、かつ、これを公証役場からYに送達し、その送達証明書を添付して申立を行わなければならない、同送達によりYはXが強制執行の準備をしていることを予想することが可能となり、本件仮差押債権を仮装譲渡したり、第三債務者から弁済を受けるまで送達を受領しない等するおそれがあるので、上記特別な事情(債権執行を速やかに行うことができず、不能又は困難となるおそれがある。)とし、権利保護の必要性を認め、本件を原審に差し戻す決定をした。

(19)東京地判平成24年3月23日 金法1969号122頁,判例タイムズ1368号372頁

平成23年(ワ)第40705号 請負代金請求事件(請求認容)

破産会社Zの破産管財人Xは、Y社に対し、Yを注文者、Zを請負人とする4件の新築工事に係る各請負契約を破産法53条1項の規定に基づき解除した上で、同契約に基づいて既に施工していた部分の出来高に相当する代金額から既払額を控除した残代金1746万9965円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。これに対し、Yは、上記各請負契約が解除されたことによって残工事を手配せざるを得ず、その結果、2294万0465円の費用を追加して支出し、同金額に相当する損害を被ったと主張し、当該損害賠償請求権と上記残代金債権との相殺による上記残代金債権の消滅を理由に、Xの請求を争った。

本判決は、本件でYが主張する債務不履行に基づく損害賠償請求権は、Xの破産法53条1項に基づく解除によって生じる債権であり、同法54条1項によって破産債権者としての権利行使が認められるものであるから、破産手続開始後に新たに取得された破産債権ということになるとして、上記残代金債権を受働債権、上記損害賠償請求権を自働債権とした相殺は、同法72条1項1号の類推適用によって相殺が禁止される場合に当たるので、その効力を生じないと判示した。

【公法】

(20)名古屋高判平成25年4月26日 裁判所HP

平成24年(行コ)第42号 指定取消処分取消請求控訴事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130514134352.pdf>

県知事のした介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業者の指定を取り消す処分が、処分通知書記載の理由提示が極めて抽象的で、不正請求と認定された請求に係る対象者、期間、サービス提供回数等が特定されていないなどのため、行政手続法14条1項本文の要求する理由提示要件を欠く違法があるとして、取り消された事例

【その他】

(21)東京地判平成25年2月6日 判例時報2177号72頁

平成24年(ワ)第6179号 損害賠償請求事件(認容(控訴))

弁護士が会社の破産申立を受任し、その約3か月後に破産申立をし、破産手続開始決定がされ、同会社代表者については同決定の前後破産申立を受任し、申立を行ったという事案において、弁護士が会社の破産申立を受任した前後に、会社取引先から営業保証金が振り込まれ、その後まもなく代表者がこれを自己の役員報酬等として受領し、費消したという経過があった。この点につき、会社の破産管財人が、弁護士に対し、破産会社の財産が破産管財人に引き継がれるまでの間に散逸することのないよう措置する義務(財産散逸防止義務)の違反を主張し、損害賠償請求したところ、裁判所は、破産申立を受任した弁護士につき同義務を認め、正式な委任契約締結前であっても依頼者の相談内容に応じた善管注意義務

務を負い,委任契約後の資産管理は原則として弁護士が行うこと等の説明を行い,委任契約後は財産散逸防止義務として預金通帳等を弁護士が預り,財産管理用の預り金口座に預貯金,現金等の入金を行うこと等の具体的な指示説明を行う必要があったのに,同説明を行わず,財産を適切に管理するための方策をとらなかったとし,代表者が自己のために費消した515万円余の損害を認め,破産管財人の請求を認容した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年5月26日 判例タイムズ1386号322頁
平成23年(ネ)第10006号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110531164010.pdf>
法務速報122号13番で紹介済み

東京高判平成24年1月19日 金法1969号100頁
平成23年(ネ)第4633号 保証債務請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120127142834.pdf>
法務速報130号5番で紹介済み

東京地判平成24年4月11日 判例タイムズ1386号240頁
平成22年(ワ)第32109号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)
法務速報139号6番で紹介済み

東京高判平成24年6月4日 判例タイムズ1386号212頁
平成22年(ネ)第3337号 貸金,不当利得返還請求控訴事件(変更・上告,上告受理申立)
法務速報140号4番で紹介済み

最一判平成24年10月11日 金法1968号82頁
平成23年(受)第289号 自賠償保険金請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011144030.pdf>
法務速報138号1番で紹介済み

最二判平成24年12月14日 判例時報2178号17頁
平成23年(受)第1833号 貸金請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121214114813.pdf>
法務速報140号1番で紹介済み

最二判平成24年12月21日 判例時報2177号51頁
平成23年(受)第392号 再生債権査定異議事件(破棄差戻)
法務速報140号12番で紹介済み。

札幌高判平成24年12月21日 判例時報2178号33頁
平成24年(ツ)第4号 放送受信料請求上告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121227140643.pdf>
法務速報141号4番で紹介済み

最二判平成25年1月11日 判例時報2177号35頁
平成24年(行ヒ)第279号 医薬品ネット販売の権利確認等請求事件(上告棄却)(市販薬ネット販売権訴訟上告審判決)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130111150859.pdf>
法務速報141号23番で紹介済み

最二判平成25年1月11日 判例タイムズ1386号160頁
平成24年(行ヒ)第279号 医薬品ネット販売の権利確認等請求事件(上告棄却)(市販薬ネット販売権訴訟上告審判決)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130111150859.pdf>
法務速報141号23番で紹介済み

最一決平成25年1月17日 判例時報2176号29頁

平成24年(ク)第1341号・同(許)46号 債権差押命令及び転付命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報144号19番で紹介済み

最一決平成25年1月17日 判例タイムズ1386号182頁

平成24年(ク)第1341号・同(許)46号 債権差押命令及び転付命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報144号19番で紹介済み

2. 平成25年(2013年)5月17日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 183 4

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律

・・・再生医療の研究開発,提供,普及促進の基本理念を定め,国,医師,研究者等の責務を明らかにし,再生医療の研究開発から実用化までの施策等を定めた法律

・衆法 183 7

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致,開催が円滑になされるためのスポーツ施設の整備等の費用に充てることができること等を定めた法律

・参法 183 4

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

・・・麻薬取締官,麻薬取締員の指定薬物に係る司法警察員としての職務,指定薬物に係る廃棄,立入検査等に関する職権等について定めた法律

・閣法 183 15

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法

・・・国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものの全部を免除するための措置を定めた法律

・閣法 183 17

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

・・・福島復興再生のため,避難者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度の創設,住民の居住・事業活動が制限されている区域等における国の生活環境整備事業の実施を可能とすること等を定めた法律

・閣法 183 20

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

・・・駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ5年延長することを定めた法律

・閣法 183 27

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数を増加するとともに,裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少させることを定めた法律

3.5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

最高裁判所事務総局家庭局 監修 司法協会 224頁 3,300円
家事事件手続法執務資料

棚村 政行 編著 日本加除出版 352頁 3,255円
面会交流と養育費の実務と展望 子どもの幸せのために

曾田 多賀/紙子 達子/鬼丸 かおる 編著 新日本法規 324頁 3,675円
内縁・事実婚をめぐる法律実務

仲 隆/浦岡由美子 編著 新日本法規 452頁 5,040円
判例にみる 相続人と遺産の範囲

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 編 経済産業調査会 690頁 7,350円
営業秘密保護のための競業避止義務の締結の方法

神田 秀樹/武井 一浩 有斐閣 256頁 2,800円
実務に効く M&A・組織再編 判例精選

垣内 正 編/東京地方裁判所商事研究会 著 商事法務 248頁 3,150円
裁判実務シリーズ6 会社訴訟の基礎

4.5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

七戸 克彦 監修/日本司法書士会連合会/日本土地家屋調査士会連合会 編 弘文堂 1088頁 15,750円
条解 不動産登記法

荒木 和男/合田 勝義/庭山 英雄 編著 青林書院 392頁 3,780円
はじめての刑事弁護Q&A 実践書式58

末光 祐一 著 日本加除出版 616頁 5,880円
Q&A農地・森林に関する法律と実務 登記・届出・許可・転用

片山 英二/大月 雅博/日野 真美/黒川 恵 共著 株式会社エイバックズーム 453頁 4,830円
日米欧 重要特許裁判例 明細書の記載要件から侵害論・損害論まで

裁判所職員総合研究所 監修 司法協会 536頁 6,900円
裁判所書記官実務研究報告書 破産事件における書記官事務の研究 法人管財事件を中心として

5. 発刊書籍の解説

「実務に効くM&A・組織再編 判例精選」

実務に役立つ判例解説集を目指して作成された判例集。

M&Aの実施判断, M&Aの事前差止め, M&Aの事後的効力否定等, M&A契約外での損害賠償請求等, 株式買取請求権・価格決定申立てなどの論点について, 重要判例の解説や間接事実の分析がなされている。

「裁判所書記官実務研究報告書 破産事件における書記官事務の研究 法人管財事件を中心として」

破産管財事件における書記官実務について, 手続きの流れに沿って解説されている。関連法規や通達なども明記されており, 参考書式も掲載されている。

特殊な業態における留意点や, 税務, 訴訟手続きに与える影響なども説明されており, 破産管財人となる場合や, 破産手続きに理解を深めたい場合に役立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。